「日本遺産(Japan Heritage)」ロゴマーク使用の手引き

平成 27 年 6 月 17 日

「日本遺産(Japan Heritage)」ロゴマーク(以下「本ロゴマーク」という。)について、使用の基準を定めます。

1. 本ロゴマークの使用許可等について

- (1)以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限
- り、本ロゴマークを無償で使用することができます。
 - ①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
 - ②認定された日本遺産の申請者
 - ③日本遺産魅力発信推進事業の補助金の交付を受けた協議会及びその構成団体
- (2)(1)に関わらず、以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、上記(1)③の協議会に対し、事前に届け出を出していただいた上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。
 - ①構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
 - ②その他、協議会が必要と認める者
 - 事前の届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。
 - ・申請者の名称・住所・電話番号・代表者・担当者・連絡先(TEL、FAX、E-mail)
 - 使用目的
 - ・使用方法(具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。) なお、協議会は、上記使用の状況を文化庁に報告するものとします。
- (3)上記(1)、(2)以外の者は、原則として本ロゴマークは使用できません。

2. 本口ゴマークの使用方法について

本ロゴマークは、「「日本遺産(Japan Heritage)」ロゴマークの使用マニュアル」に従い、使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合

- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) 本ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他、文化庁及び1. (1) ③の協議会が不適切と判断する場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、 文化庁は一切の責任を負いかねます。

本「使用の手引き」改訂について

本「使用の手引き」は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、文化庁は一切の責任を負わないものとします。